

社会福祉法人キャッチジャパン評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人キャッチジャパン（以下、「本法人」という）の評議員の報酬について定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額3,000円を支給する。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準を公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則 この規程は、令和5年6月23日から施行する。

社会福祉法人キャッチジャパン役員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人キャッチジャパン（以下、「本法人」という）の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬の支給及び算定方法)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支給することができる。

- 2 役員が評議員会に出席（議案説明もしくは出席を要請された場合）したときは、別表1により報酬を支給することができる。
- 3 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支給することができる。
- 4 理事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支給することができる。ただし、この法人の職員を兼務する役員等に対しては、報酬は支給しないものとする。
- 5 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支給することができる。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関に振り込むことができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準を公表するものとする。

(改正)

第7条 この規定の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則 この規程は、令和5年6月23日から施行する。

別表1

名 称	報 酬 額	備 考
理事会出席報酬	日額 3,000 円	3条2項による評議員会出席時 を含む

別表2

名 称	報 酉 額	備 考
理事長業務報酬	日額 5,000 円	
理事業務報酬	日額 5,000 円	
監事監査指導報酬等	日額 5,000 円	